

都道府県等における障害者雇用促進に係る支援施策の概要(平成20年度)(人材育成部分)

参考資料2

※人材育成部分のみ先に取りまとめたものであり、年度末に取りまとめを行う全体版とは内容が異なる可能性がある。

就労支援を担う人材の育成・研修

| 都道府県・指定都市等 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始 | 平成20年度予算額(千円) |
|------------|----------------------|---|---------------|---------------|
| 青森県 | ジョブサポーター育成事業 | 障害者が職場に適応できるよう事業所等において直接的かつ専門的な人的支援を行う「ジョブサポーター」を育成するための研修を実施する。 | 平成17年度～平成19年度 | — |
| 茨城県 | 障害者就労支援推進員設置事業 | 茨城県身体障害者福祉協議会に「障害者就労支援相談員」を1名配置し、各地区の関係団体等と連携して就労希望者の発掘や職業情報の提供を行うとともに、地区就労相談員研修会を開催する。 | 平成18年度 | 2,619 |
| 埼玉県 | 障害者就労支援ネットワーク事業 | ①市町村障害者就労支援センター等機関連絡会議の開催(国、県、市町村等の障害者就労支援担当者及び特別支援学校の進路担当者等で構成する連絡協議会を東西南北4つのブロック別に開催し、障害者雇用事例の研修、関係機関が連携しての就労支援事例の紹介・協議、情報交換等を行っている) ②ジョブサポーター研修の開催(障害者の就労支援に携わっている方々の障害者就労についての理解及び資質の向上を図ることを目的に19のテーマについて研修を行っている) | 平成17年度 | 393 |
| 千葉県 | 障害者就労支援員の養成事業 | 平成18年度に策定された「千葉県障害者福祉計画」では、「障害者就業・生活支援センター」を県内16か所の障害保健福祉圏域に設置することになっている。そこで、「障害者就業・生活支援センター」を担っていく就労移行支援事業者の職員に対し、研修会への参加や特例子会社等での実習を行い、障害のある人を雇用する企業の視点から質の高い就労支援ができる人材を育成するための「障害者就労支援員の養成事業」を実施する。 | 平成20年度 | 756 |
| 東京都 | 東京ジョブコーチ支援事業 | 財団法人 東京しごと財団補助事業 ○東京ジョブコーチ人材養成研修事業 東京都独自のジョブコーチ養成のための養成研修を行う。研修の内容については、国のジョブコーチ養成研修に準じた内容とし、研修修了は「東京ジョブコーチ」として登録する。 | 平成20年11月予定 | 3,129 |
| 新潟市 | 人材育成・職業訓練プログラム開発支援事業 | 障がい者本人ならびに支援者である施設職員等の就労に対する意識やスキルの向上を図るため、市と福祉事業者・教育機関が連携して、人材育成や職業訓練のための教育プログラムを開発する。 | 平成20年度 | 2,316 |
| 愛知県 | 障害者就労支援者育成事業 | 支援施設の職員を対象に就労支援者育成のための研修を実施 民間の支援団体・NPO法人の中から、企画競争により受託団体を1団体選定し、委託契約により業務を依頼 受講定員30人程度、研修期間6日以上、研修後、就労支援の実務として派遣依頼のある事業所等へ就労支援を実施。 | 平成18年度 | 5,332 |
| 三重県 | ジョブサポーター養成・実践モデル事業 | 障害者の就労を援助する人材の養成研修を県内で開催し、実際に障害者の就労支援の現場にジョブサポーターを派遣することにより、障害者の雇用促進、職場定着を図る。 | 平成20年度 | 6,066 |
| 京都府 | ジョブサポーター養成・派遣事業 | 「はあとふるジョブカフェ」が行うサービスのうち、①職場実習(就職前)、②定着支援(就職後)の各段階において、障害のある人・企業の双方に対し、職場環境への適応や障害特性に配慮した対応について助言等、個々のケースに応じたきめ細やかな支援を行う。(この事業の一部に、企業を支援する「ジョブサポーター」の養成研修(3回程度)が含まれる)【民間委託による事業】 | 平成20年度 | 14,000 |

| 都道府県・指定都市等 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始 | 平成20年度予算額(千円) |
|------------|----------------------------|--|--------|---------------|
| 大阪府 | 就労支援員人材養成研修事業 | 就労移行支援事業に配置される、一般就労に向けた支援を行う就労支援員に対し、障害特性にあった支援技術などを習得してもらうため、人材養成研修を実施する。 | 平成19年度 | 443 |
| 兵庫県 | ひょうごジョブコーチ活動事業【5-2の再掲】 | 平成14年度から16年度にかけて県において養成してきたジョブコーチを登録し、障害者や事業主のニーズに応じて派遣する体制を整え、地域における障害者就業支援者としてのネットワーク化、支援活動の活発化を図ってきたが、平成19年度から新たに日常的にボランティアとして活動できる人材の養成を行っている。 【実施主体:社会福祉法人へ委託】 | 平成14年度 | 3,084 |
| 和歌山 | 障害者就業支援事業(ジョブサポーターの育成及び派遣) | 知的障害者、精神障害者等の職場にジョブサポーターを派遣して職場の習慣や人間関係や作業内容に適応して働けるように支援する。養成研修の実施、派遣及び民間事業所の掘り起こしを行う。ジョブサポーターの派遣期間:1ヶ月又は15日以内。 【実施主体:社会福祉法人(2法人)へ委託】 ○委託法人:社会福祉法人一麦会・社会福祉法人太陽福祉会 ○ジョブサポーター養成研修:研修(1日)・実習(1日) ○養成人数:合計40名を目標 | 平成16年度 | 3,402 |
| 鳥取 | 就労移行支援事業説明会 | 就労移行支援事業を実施する事業者が増加するよう、当該事業を行っていない事業者(旧法施設、小規模作業所、就労継続支援事業所等)に対して、就労移行支援事業に関する説明会を実施。県内外の就労移行支援事業に取り組んでいる事業者の先行事例を説明するとともに、意見交換を行う。開催は県内3カ所とし、今後事業化を検討する参加者にとって身近に参考とできる内容とする。 | 19年度 | 663 |
| 広島県 | 障害者ジョブサポーター養成・派遣事業 | 障害者の職場定着を支援するため、職場の同僚としての「企業内サポーター」の養成や企業へ赴いて、障害者の職場定着を支援する「派遣型サポーター」の養成・派遣事業を実施する。 | 平成19年度 | 12,755 |
| 山口県 | 就労支援員等育成強化事業 | 県内の就労移行支援事業、就労継続事業等を行う施設に配置されている就労支援員、職業相談員等(以下「就労支援員等」という。)の就労指導に関するスキルアップを図り、もって障害者施設から一般就労の促進及び職場定着に関する支援を充実させる目的で、就労支援員等に対し、障害者の就労支援に関する研修会を実施する。(社会福祉法人山口県聴覚障害者福祉協会へ委託。) | 平成20年度 | 2,000 |
| 福岡県 | 障害者就労移行支援強化事業 | (財)福岡県高齢者・障害者雇用支援協会が運営する福岡県障害者雇用支援センターへ委託し、就労移行支援事業者を対象に研修等を実施する。 ○就労支援担当者向け研修 ・就職準備訓練の実施方法や実習先の開拓方法など就労支援に必要な知識、技術を習得するための研修を実施 ○雇用支援センター見学、職員派遣 ・雇用支援センターが行っている就職準備訓練や職場実習の見学、企業開拓への同行 ・雇用支援センターの就労支援員が各就労移行支援事業者へ出向いて訓練方法等を指導・助言 | 平成20年度 | 5,126 |
| 長崎県 | 障害者就労支援担当職員研修 | 就労移行支援事業所等の職員を対象に、就労訓練や職場開拓、定着支援などに関するノウハウや企業側の考え方を学ぶ機会を提供し、障害者の就労支援に必要な知識と技術を習得するよう養成研修を開催する。(企業等へ委託して実施) | 平成19年度 | 1,134 |

| 都道府県・指定都市等 | 事業名 | 事業概要 | 事業開始 | 平成20年度予算額(千円) |
|------------|--------------------------|--|---------------|---------------|
| 熊本県 | 障害者職場定着支援事業 | 授産施設職員や学校教員等に対して、就労支援や職場定着のノウハウや企画側の考え方を学ぶ機会を提供し、障害者雇用に必要な技術と知識を習得するよう養成講座を開催する。 | 平成18年度～平成19年度 | — |
| 大分県 | ジョブサポーター養成研修(仮称) | 障害者応援団企業(県認証の企業)及び福祉施設等の職員を対象として、障がい者の職場適応や定着を支援するため、知識・スキルについての研修会を開催 | 平成20年度 | 2,294 |
| 宮崎県 | 就労支援ネットワーク事業(就労支援員等研修事業) | 就労移行支援事業所等の就労支援員等を対象として、就労支援に関する知識・技術の習得を目的とした研修会を実施する。実施に当たっては、地域障害者職業センターと連携して事業を推進する。 | 平成19年度 | 470 |
| 沖縄県那覇市 | 障がい者ジョブサポーター養成研修 | 就労を希望する障がい者の就職活動及び就労している障がい者の安定的かつ継続的な職場への定着を図るため事業所等へ派遣する障がい者ジョブサポーターに必要な知識や技術を習得させることを目的に養成研修を実施する。(那覇市障がい者ジョブサポーター等派遣事業にて養成研修もおこなう) | 平成19年度 | 70 |